

令和6年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 1時27分

○招 集 年 月 日

令和6年3月8日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和6年3月27日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総務部長（兼）税務課長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 成 田 文 明
まちづくり計画課長 北 島 貴 光
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 寒 河 江 美 桜

○議 事 日 程

- 第 1 令和 6 年余市町議会第 1 回定例会付託 議案第 1 号 令和 6 年度余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 令和 6 年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 令和 6 年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 令和 6 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 令和 6 年度余市町水道事業会計予算
- 第 6 議案第 6 号 令和 6 年度余市町下水道事業会計予算（以上 6 件、令和 6 年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告）
- 第 7 議案第 10 号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 11 号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 12 号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 10 議案第 13 号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 14 号 余市町指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 第 12 議案第 15 号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 13 議案第 16 号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 17 号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 15 議案第 18 号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 第 16 議案第 19 号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案
- 第 17 議案第 20 号 工事請負契約の締結について
- 第 18 議案第 21 号 町有財産の取得について
- 第 19 選挙第 1 号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第 20 意見案第 1 号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引上げを求める要望意見書
- 第 21 意見案第 2 号 食料自給率向上を国の法的義務とすることを求める要望意見書
- 第 22 意見案第 3 号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める要望意見

書

第23 陳情第1号 補聴器購入助成制度
の創設を求める陳情書

第24 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和6年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時20分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 3月22日及び先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 3月22日及び先ほど本会議休憩中、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案3件、選挙1件、意見案3件、陳情1件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各

位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和6年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 令和6年度余市町下水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、令和6年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第19号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第20号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第21号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、選挙第1号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙についてであります。

日程第20、意見案第1号 物価上昇に見合う年齢基礎年金等の引上げを求める要望意見書ないし日程第22、意見案第3号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める要望意見書までの意見案3件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第23、陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書につきましては、所管の民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第24、閉会中の継続審査調査申出について

であります。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案3件、選挙1件、意見案3件、陳情1件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案3件、選挙1件、意見案3件、陳情1件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 今期定例会において付託に関わる日程第1、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和6年度余市町水道事業会計予算、日程第6、議案第6号 令和6年度余市町下水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、令和6年度余市町各会計予算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） 今期定例会において令和6年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関わる議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和6年3月14日開催の国会

議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私茅根が、副委員長に寺田委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度余市町下水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和6年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和6年余市町議会第1回定例会付託に関する議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算案に対し反対の立場から討論を行います。

今回の予算案は、町が政策的に子育て世帯への支援をより強化する姿勢を鮮明としました。それ自体は分かるのですが、高齢世帯への支援、政策の強化が薄くなっていつてしまっていることを問題視しています。こうした層への政策展開にももう少し光を当てることが重要と考えます。選択と集中という言葉がもてはやされる昨今でございますが、選択されなかった側はどうなるのでしょうか。余市町の住民の40%は65歳以上であります。そうした面でのバランスが大切ではないでしょうか。人が生まれてから死ぬまで公共が介在しない場面は、基本的にほとんどありません。だからこそ子育て世帯、若者世帯を支援することで高齢者世帯が、高齢者世帯を支援することでそのほかの世帯が互いに恩恵に浴し合えるバランスの取れた方向性が求められているのではないのでしょうか。

今全国で運輸、建設、医療、介護、福祉、保育、小売など社会の土台を支える各分野において慢性的な人材不足に直面しており、こうした業界に共通しているのは比較的賃金が低く、待遇面がよくないという点が挙げられます。高度な技能を持った人材を呼び込むことはもちろん大切ですが、同時にこうした人々を支え、育て上げることにより多くの予算を振り向けるべきではなかったのでしょうか。

本町では、新年度から保育所の無償化を実施しようとしています。これ自体はとても大切なことではありますが、それも支え手となる人材の確保があつてこそそのことです。人を育て、土台を整えつつ無償化の方向に向かっていくことが順当だった

のではないのでしょうか。

また、学校給食費についても実施そのものは歓迎すべきものでありますが、予算の充て方、年度当初から臨時的な存在であるふるさと応援寄附金からの全額充当というのは怖いものがあります。こうした経年的に実施していかねばならない事業については、特に確実性と持続性が求められます。それゆえに、一旦は一般財源で予算を組み、様々な努力の末にこうした財源に充て直していくという手法が実は重要なのではないのでしょうか。歳入についても先行きに危うさを感じます。昨年11月の総務省発表数値によれば、ふるさと納税の市場規模は1兆円近くに上るとされておりますが、これは本来どこかの自治体の住民税になるはずであったお金であり、制度自体を続けてしまうとかえって自治体全体の体力を弱めてしまうことにつながりかねません。自治体格差が拡大し、不均衡が拡大すれば、いずれは平成の大合併に続く自治体再編を引き起こしかねない、私はそのように危惧している次第であります。もちろん諸産業を盛り立てようと役場職員、地域の方々が懸命に努力されている、その姿勢そのものを否定したいわけではないのです。ふるさと納税は年々競争が激化している上、本来の自分のふるさとを応援したいという趣旨から外れ、節税と豪華なお返し目当ての動きが横行してしまっています。加えて、ポータルサイトなど運営費など多くの部分が町外に流れており、地元経済の流入もありつつも、大部分は町外の大手資本に利する結果となってしまっているのではないのでしょうか。だからこそ自治体財源の根幹である住民税をまるで人質であるかのように取り、自治体を潰しかねない勢いで競わせ合うこの国のやり方にどうしても納得がいかないのです。

自主財源が増え続ければ、国は交付税を減らしていきます。自主財源比率が高まること自体はもちろん喜ばしいことなのですが、問題はそれが安

定した財源ではなく、臨時性の高い財源によって押し上げられている結果となってしまっている点でありまして、これはひいては自治体運営を不安定化させかねないリスクと捉えるべきではないのでしょうか。実際に多額のふるさと納税を受けた結果、交付税が減額される自治体も出始めていると聞きます。国は、まともな財源移譲もせず、かといって交付税を大幅に増やしていくわけでもない。都市部一極集中は結局緩和されず、地域格差ばかりが目立ち始めています。国の不始末を地方がかぶるのではなく、必要なものはしっかり配分せよと必要ならば国と対峙する姿勢を持ってでもバランスよく住民を守っていく、私はそんな余市町であってほしいと思っているわけでございます。いま少し人の営みと現場に目を向けてください。

以上を申し上げ、反対の立場からの本案に対する討論とさせていただきます。各議員の賛同を求めます。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○10番（伊藤正明君） 令和6年余市町議会第1回定例会付託、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算について、明政会を代表し、賛成という立場で討論を行います。

令和6年度の余市町一般会計予算総額は105億円で、前年度当初予算対比で7億円、7.1%の増となっております。一方、財源別の状況を見ると、自主財源では町税で前年度予算対比で5,000万円の減少となっているものの、繰入金で1億2,200万円増の7億5,600万円、また依存財源ではあるが、地方特例交付金と国庫支出金を合わせると約1億円の増となっており、これらの財源を活用し、様々な新規事業や拡充事業、そして継続事業が進められる予算策定となっております。特筆すべきは、繰入金のうち余市町ふるさと応援寄附金基金からの繰入金が前年度予算対比で1億6,700万円増の

6億1,700万円となっていることであり、ふるさと応援寄附金は齊藤町長就任時は約5,000万円程度だったものが、令和5年度はグロスで総額9億円程度と予想されていることは、まさに隔世の感があると言っても過言ではないと考えております。まさしく同慶の至りであります。今後もふるさと応援寄附金が安定的に継続、実現していくことに向けた施策が実行されることを強く望むところであります。

新規事業等を遂行するための政策予算を作成しようとするに当たっては、裏づけとなる財源が確保されることが前提であって、財源をどう確保していくかが腕の見せどころでもあるということは自明の理であります。その意味においても町長並びに財政担当部門の調整力に深く敬意を表するところであります。

令和6年度において新規拡充、継続事業を俯瞰して見ると、町長としての強いメッセージ性を感じております。子育て支援プログラムとしては、新規事業では学校給食費無償化事業に6,000万円、胎児精密超音波検査助成事業に300万円、窓枠クーラーの購入に1,100万円のほか、3歳までの保育料無償化事業、さらに拡充、継続事業では18歳までの医療費無償化助成事業に2,200万円を計上するなどして、総額で1億1,800万円の予算規模となっております。

産業振興の分野では、新規事業としてガストロノミーツーリズム推進事業に3,300万円を含め、道の駅再編整備事業、地域産業マリアージュ推進事業で総額1億9,700万円の予算規模となっておりますが、ガストロノミーツーリズムとはその土地の気候、風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムと表現されておりますが、余市町が観光庁に申請、応募した世界が恋する余市のワインアンドウイスキーと世界ナンバーワンの北欧料理のペアリング開発事業が観光庁

の推進する地域一体型ガストロノミーツーリズムの推進事業として採択されており、今年2月には既にこのモニターツアーが開催されるなど、余市町の産業振興と交流人口の増加が大いに期待されるところであります。

一方、社会保障制度の一環として生活困窮者、障害者、高齢者などに対して生活を維持するために援助、支出する扶助費については、15億8,100万円、予算総額の約15%を占めており、できる得る限りでの継続した手厚い予算措置になっていると理解しております。

少子高齢化への移行はあらがうことのできないトレンドであり、余市町もしかりであります。その中で、人口減少による地域経済の縮小をどう食い止めていくか。縮小、再生産といった負のループに陥ることを防いでいくためにも、関係人口の創出増加と交流人口の増加を目指す戦略が必要なのは申すまでもありません。その意味において、余市町まち・ひと・しごと総合戦略に基づいた政策予算を着実に実行されていると認識、評価しております。

また、令和6年度当初予算における財政の弾力性を表す経常収支比率は、臨時財政対策債を含めないで95%で、齊藤町長就任時は100%を超えていた状況を鑑み、年々改善されてきていることも大いに評価したいと考えております。

以上のことから、私ども明政会といたしましては、令和6年度余市町各会計予算特別委員会における審査の経緯を踏まえ、令和6年度余市町議会第1回定例会付託議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算につきましては賛成すべきであるという結論に達したものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和6年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和6年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和6年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和6年度余市町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第7、議案第10号 余

市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま上程されました議案第10号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明いたします。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給につきましては、令和2年の制度開始当初から国の非常勤職員の取扱いとの均衡や地方公共団体における期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題とされておりましたが、国の非常勤職員においては勤勉手当が支給されていること、また地方公共団体の会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、会計年度任用職員について勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が公布されたため、法律改正に準じまして条例の一部改正を行おうとするものでございます。また、公営企業に従事する会計年度任用職員におきましても併せて改正を行うところであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第10号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余

市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第19条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)」において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均

額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年余市町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次のページをお開き願います。

第18条第1項第1号中「期末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改め、同項第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(余市町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 余市町職員の育児休業等に関する条例(平成4年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次項、次条第1項及び第19条において「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削り、同条第3項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条第1項及び第19条において「会計年度任用職員」という。))」に、「第1項」を「前2項」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

以上、議案第10号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第11号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第11号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方自治法の

一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日公布、令和6年4月1日から施行されることに伴い、引用条項の移動が生じたことから、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案。

余市町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町監査委員条例の一部を改正する条例。

余市町監査委員条例（昭和44年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第11号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第9、議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(新木徹也君) ただいま上程されました議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されることから、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲載に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこと、さらに磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるとなっております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第10、議案第13号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第11、議案第14号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第12、議案第15号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、日程第13、議案第16号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第10ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま一括上程されました議案第13号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第16号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容につきましては、令和5年12月26日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）及び令和6年1月25日に公布されました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により介護保険サービスの各基準省令の一部が改正されましたことから、本町の関係条例につきまして施行期日を令和6年4月1日として、所要の改正を行おうとするものでございます。

初めに、議案第13号について提案文を朗読申し上げます。

議案第13号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第13号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第6条の改正規定でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る従業者の配置基準等に関する規定の見直しを行うものでございます。これは、令和5年度末に介護療養型医療施設に関する経過措置の期限を迎えることにより関係規定の見直しが主な内容でございます。本条例中の指定夜間対応型訪問介護、指定共用型認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護においても同様に関係規定の見直しを行っているところでございます。

次に、第7条の改正規定でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る管理者の兼務範囲の明確化に関する規定の見直しを行うものでございます。なお、本規定の見直しにつきましては、本条例中の各地域密着型サービスにおいて同様の改正内容となっております。

次に、第9条の改正規定でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る内容及び手続の説明及び同意に関する磁気的方法につきまして、磁気ディスク、CD-ROMといった具体の媒体名を定めるものについて電磁的記録媒体と名称変更する規定の見直しを行うものでございます。なお、本規定の見直しにつきましては、本条例中の各地域密着型サービスにおいて準用規定により同様の取扱いとなっております。

次に、第24条及び第42条の改正規定ございま

すが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定療養通所介護、指定認知症対応型通所介護においても同様に関係規定の追加を行っているところでございます。

次に、第34条の改正規定でございますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る重要事項の掲示に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の各地域密着型サービスにおいて準用規定により同様の取扱いとなっております。

次に、3ページお進みいただき、中段の第92条をご覧ください。こちらは、指定小規模多機能型居宅介護に係る身体的拘束等の適正化を図るための具体的措置に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、106条の2の改正規定でございますが、指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護において準用規定により同様の取扱いとなっております。

次のページをご覧ください。第125条の改正規定でございますが、指定認知症対応型共同生活介護に係る協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の指定地域密着型特定施設入居者生活介護及び指定地域密

着型介護老人福祉施設においても同様に関係規定の追加を行っているところでございます。

次のページをご覧ください。第130条の改正規定でございますが、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る従業者の配置基準等に関する規定の見直しを行うものでございます。

次のページをご覧ください。中段でございます。第165条の2の改正規定でございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る緊急時における対応方法の定期的な見直しに関する規定の追加を行うものでございます。

次のページをご覧ください。下段でございます。第187条の改正規定でございます。こちらは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、第197条の改正規定でございますが、指定看護小規模多機能型居宅介護に係るサービス内容の明確化及び身体的拘束等の適正化を図るための具体的措置に関する規定の追加を行うものでございます。

以上が議案第13号に関する改正の主な内容でございますが、このたびの改正規定の追加、見直しに伴う経過措置の規定の追加、各地域密着型サービスにおける準用規定の整理、引用条項の移動等に伴う条項整理等、所要の改正を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、一括上程されております議案第14号について提案文を朗読申し上げます。

議案第14号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第14号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第13号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第6条の改正規定でございますが、単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る管理者の兼務範囲の明確化に関する規定の見直しを行うものでございます。なお、本規定の見直しにつきましては、本条例中の各地域密着型介護予防サービスにおいて同様の改正内容となっております。

次に、第9条の改正規定でございますが、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る運営基準に関する規定の見直しを行うものでございます。これは、令和5年度末に介護療養型医療施設に関する経過措置の期限を迎えることによる関係規定の見直しでございます。本条例中の指定介護予防小規模多機能型居宅介護においても同様に関係規定の見直しを行っているところでございます。

次に、第11条の改正規定でございますが、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る内容及び手続の説明及び同意に関する電磁的方法につきましては、磁気ディスク、CD-ROMといった特定の媒体名を定めるものについて電磁的記録媒体と名称変更する規定の見直しを行うものでございます。なお、本規定の見直しにつきましては、本条例中の各地域密着型介護予防サービスにおいて準用規定により同様の取扱いとなっております。

次に、第32条の改正規定でございますが、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る重要事項の掲示に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の各地域密着型介護予防サービスにおいて準用

規定により同様の取扱いとなっております。

次に、第40条及び第42条の改正規定でございますが、第42条は次のページをご覧ください。指定介護予防認知症対応型通所介護に係る身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、第53条の改正規定でございますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る身体的拘束等の適正化を図るための具体的措置に関する規定の追加を行うものでございます。

次のページをご覧ください。第63条の2の改正規定でございますが、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に関する規定の追加を行うものでございます。なお、本規定の追加につきましては、本条例中の指定介護予防認知症対応型共同生活介護において準用規定により同様の取扱いとなっております。

次に、第83条の改正規定でございますが、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携に関する規定の追加を行うものでございます。

以上が議案第14号に関する改正の主な内容でございますが、このたびの改正規定の追加及び見直しに伴う経過措置の規定の追加、各地域密着型介護予防サービスにおける準用規定の整理、引用条項の移動等に伴う条項整理等、所要の改正を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、一括上程されております議案第15号について提案文を朗読申し上げます。

議案第15号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第15号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第13号及び議案第14号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第5条の改正規定でございますが、従業者であります介護支援専門員の配置基準に関する規定の見直しを行うものでございます。

次に、第6条の改正規定でございますが、管理者の職務範囲の明確化に関する規定の見直しを行うものでございます。

次に、第7条の改正規定でございますが、内容及び手続の説明及び同意に係る公平、中立性確保のための取組に関する規定の追加及び見直しを行うものでございます。

次のページをご覧ください。第16条の改正規定でございますが、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、同じく第16条の改正規定でございますが、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングに関する規定を第15号として追加を行うものでございます。

次に、第27条の改正規定でございますが、重要事項の掲示に関する規定の追加を行うものでございます。

次のページをご覧ください。第35条の改正規定につきましては、身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加を行うものでございます。

以上が議案第15号に関する改正の主な内容でございますが、このたびの改正規定の追加及び見直しに伴う経過措置の規定の追加、引用条項の移動等に伴う条項整理等、所要の改正を行っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、一括上程されております議案第16号につ

いて提案文を朗読申し上げます。

議案第16号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

議案第16号についてその概要をご説明申し上げますので、次のページをご覧ください。なお、議案第13号ないし議案第15号と同様に主な内容のみ抜粋してご説明申し上げます。

初めに、第4条及び第5条の改正規定でございますが、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の従業者であります介護支援専門員及び管理者の配置基準に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、第6条の改正規定でございますが、内容及び手続の説明及び同意に関する電磁的方法につきまして、磁気ディスク、CD-ROMといった具体の媒体名を定めるものについて電磁的記録媒体と名称変更する規定の見直しを行うものでございます。

次のページをご覧ください。第12条の改正規定でございますが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に係る利用料の受領に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、第25条の改正規定でございますが、重要事項の掲示に関する規定の追加を行うものでございます。

次に、第33条及び第35条の改正規定でございますが、第35条は本ページから次のページにまたがっておりますので、ご覧ください。身体的拘束等の適正化の推進に関する規定の追加を行うもので

ございます。

次に、第35条第16号の改正規定でございますが、指定介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリングに関する規定の追加を行うものでございます。

次に、同じく第35条の改正規定でございますが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に係る町への情報提供に関する規定を第29号として追加を行うものでございます。

以上が議案第16号に関する改正の主な内容でございますが、このたびの改正規定の追加及び見直しに伴う経過措置の規定の追加、引用条項の移動等に伴う条項整理等、所要の改正を行っていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、一括上程されました議案第13号ないし議案第16号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として各条例案の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第13号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、川内谷議員は所用のため午後から退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 日程第14、議案第17号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第17号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の制定により水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正され、令和6年4月1日から水道整備管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び建設大臣に移管されることに伴い、本町水道事業給水条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第17号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

余市町水道事業給水条例（昭和39年余市町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第34条第2項ただし書及び第37条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」

に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第17号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたく存じます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第15、議案第18号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進課長（橋端良平君） ただいま上程されました議案第18号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいたところでございます。なお、当該計画を変更する場合には、特別措置法第8条第10項の規定に基づき当該自治体議会の議決を経た上で、主務大臣に計画を提出することとされており、当該計画に搭載された事業につきましては過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。今般の変更につきましては、来年度以降において実施する事業について新たに計画に追加いたしたく、余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご提案を申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第18号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更する。

6 生活環境の整備の（3）計画の表の5 生活環境の整備の部（3）廃棄物処理施設の款ごみ処理施設の項に次のように加える。

北しりべし広域クリーンセンター施設整備事業、北しりべし廃棄物処理広域連合。

9 教育の振興の（3）計画の表の8 教育の振興の部（3）集会施設・体育施設等の款に次のように加える。

運動公園施設等改修事業（テニスコート、野球場、自由広場、陸上競技場）、余市町。

以上、議案第18号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として計画変更に係る新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第16、議案第19号 余

市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第19号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今期定例会初日の行政報告の中で今回の不祥事の概要等につきましてご報告を申し上げたところでございますが、町職員の不祥事につき議員各位はじめ町民の皆様にも多大なご迷惑と町政への信頼を損ねたことに対しまして改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。余市町の事務を管理し、執行権を有する私といたしましては、今回の不祥事について重く受け止めておりまして、再発防止策を講ずることはもとより、一層の綱紀粛正を図り、職員一丸となって行政執行に努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解をお願い申し上げます。また、今回の不祥事について行政執行の責任者として自ら処分を科し、責任を明確にいたすべく議案第19号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案をご提案申し上げた次第でございます。

なお、議案につきましては総務部長より朗読させていただきますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○総務部長（高橋伸明君） 議案第19号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案。

余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例を次のとおり制定する。

令和6年3月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例。

（町長の給料の減額）

第1条 町長の給料月額については、令和6年

4月分に限り、余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号。以下「特別職の職員の給与条例」という。）第2条第2項に規定する別表第1の額の100分の30を減じた額を支給する。

（副町長の給料の減額）

第2条 副町長の給料月額については、令和6年4月分に限り、特別職の職員の給与と条例第2条第2項に規定する別表第1の額の100分の20を減じた額を支給する。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。

以上、議案を朗読申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町特別職の職員の給与の減額に関する特別措置条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第17、議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第20号 工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、さきに開催された令和6年第1回臨時会にてご審議、ご決定賜りました令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)に係る令和5年度重要給水施設配水管更新工事(3工区)であります。概要といたしましては、黒川町18丁目24番10地先から20丁目12番20地先に布設されております口径150ミリの配水管751メートルを耐震性のある水道管に更新することにより、重要拠点への給水を確保するものであります。去る3月15日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第20号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和5年度重要給水施設配水

管更新工事(3工区)。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金7,939万8,000円也。

4、工期、自令和6年3月29日、至令和7年1月31日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、堀川・高橋特定共同企業体、代表者、余市郡余市町港町197番地3、株式会社堀川管工設備工業代表取締役、堀川一。

以上、議案第20号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第18、議案第21号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第21号 町有財産の取得についてにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得については、今期定例会において議決いただきました遮熱カーテンの取得についてでございます。去る3月25日、指名競争入札に付し、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めべくご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第21号 町有財産の取得について。

次のとおり、遮熱カーテンを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求め。

令和6年3月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、取得の目的、遮熱カーテン取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、遮熱カーテン82枚。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金709万5,000円也。
- 5、取得の相手方、余市郡余市町黒川町3丁目1番地、有限会社ひろし家具店代表取締役、彫谷泰嗣。

以上、議案第21号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして入札の経過を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い

いたします。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第19、選挙第1号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、余市町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議

長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

余市町選挙管理委員に、絹野秀克君、菅原利知君、池野裕司君、山本幸恵君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を余市町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました絹野秀克君、菅原利知君、池野裕司君、山本幸恵君が余市町選挙管理委員に当選されました。

次に、余市町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

余市町選挙管理委員補充員に、第1順位、樋口章子君、第2順位、伊藤恵美子君、第3順位、本保敏広君、第4順位、寺尾亜美君、以上のとおり

指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を余市町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、樋口章子君、第2順位、伊藤恵美子君、第3順位、本保敏広君、第4順位、寺尾亜美君が余市町選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第20、意見案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める要望意見書、日程第21、意見案第2号 食料自給率向上を国の法的義務とすることを求める要望意見書、日程第22、意見案第3号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める要望意見書、以上の3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第20ないし日程第22を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引上げを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 食料自給率向上を国の法的義務とすることを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第23、陳情第1号 補聴器購入助成制度の創設を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、会議規則第94条の規定に基づき所管の民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第24、閉会中の継続審査調査申出についてです。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申

出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和6年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時27分

上記会議録は、細川書記・寒河江書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司